

平成31年第10回公安委員会会議録

日 時	4月4日（木曜日）	自午後1時30分 至午後4時00分	場 所	公安委員会室
会 議	公安委員	高木委員長 原委員 山本委員 小野委員 下山委員		
出席者	警察職員	本部長 警務部長 生活安全部長 刑事部長 交通部参事官 警備部長 情報通信部長		

第1 定例会議

1 松橋事件の再審無罪判決について

(1) 判決宣告日時  
平成31年3月28日 午前10時

(2) 裁判長  
熊本地方裁判所 溝國 禎久

(3) 判決要旨

ア 主文

本件公訴事実中殺人の点については、被告人は無罪。

昭和61年12月22日熊本地方裁判所が言い渡した判決の銃砲刀剣類所持等取締法違反、火薬類取締法違反の罪につき、被告人を懲役1年に処する。

熊本地方検察庁で保管中のけん銃1丁及び熊本銃砲火薬株式会社で保管中のけん銃実包5発を没収する。

イ 理由

(ア) 殺人の事実について

被告人が被害者殺害の犯人であることを示す証拠はなく、被告人が被害者を殺害したとは認められない。

被告人の自白については、自白の重要部分に客観的事実との矛盾があるとの疑義が生じたことなどから、その信用性が否定された。

仮に、被告人の自白を、他の確定審で取調べ済みの証拠及び再審請求審で提出された証拠等と共に採用し、相当の時間を掛けて改めてその信用性を検討したとしても、検察官による新たな立証がされない以上、客観的事実と矛盾する疑いがあることを根拠とする再審請求審の判断と異なる結論に至ることは想定し得ない。このような再審開始までの経緯や再審請求審の判断、本件再審公判の進行に関する当事者の意見に加え、確定判決から非常に長い年月が経過していることを踏まえると、被告人の自白を、本件再審公判で採用し、その信用性について改めて検討を加える必要があるとは考えられないことから、検察官が請求した証拠のうち、被告人の自白などを却下した。

よって、本件公訴事実については、犯罪の証明がないから、無罪を言い渡すこととなる。

(イ) 銃砲刀剣類所持等取締法違反及び火薬類取締法違反について

確定判決が認定した事実を前提として、その宣告当時の法令を適用し、当時認められた諸般の量刑事情を基礎として、当時であればどのような量刑がされたのかを想定して刑を定めた。

(4) その他

同日、熊地検は上訴権を放棄したことにより、判決は確定した。

**【委員からの質問等】**

委員から「教訓とすることは何かあるのか」旨の発言があり、警察から「有罪を得るために、より慎重に捜査を行っていかねばならない。更に重要事件では本部と警察署がより緊密に連携し、本部からも必要な指導をすることが非常に大事であるかと考えている」旨の説明があった。

2 八代市二見洲口町における親子間殺人事件の発生・検挙について

平成31年3月22日（金）、八代市で発生した殺人事件につき、同日、被疑者A（無職、63歳）を殺人罪で通常逮捕した。

**【委員からの質問等】**

委員から「身につまされる事件であるが、行政に警察から当たることはあるのか」旨の発言があり、警察から「以前、介護施設で事件があった際に情報交換を行っており、今回も当然行ふべきものと考えている」旨の説明があった。

第2 報告・決裁等

1 沖縄県公安委員会からの援助要求の決裁

組織犯罪対策課次席から説明があり、決裁が行われた。

2 平成31年第9回公安委員会会議録の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

3 審査請求(H30 No.6)終結等の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

4 審査請求(H30 No.6)審理経過調書作成の報告

公安委員会事務室から報告が行われた。

5 第31回九州管区内公安委員会連絡会議協議テーマ等の選定について

公安委員会事務室から説明があり、選定が行われた。